

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年8月13日
【四半期会計期間】	第143期第1四半期（自平成20年4月1日至平成20年6月30日）
【会社名】	日本碍子株式会社
【英訳名】	NGK INSULATORS, LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 松下 雋
【本店の所在の場所】	名古屋市瑞穂区須田町2番56号
【電話番号】	052(872)7171番
【事務連絡者氏名】	執行役員 管理本部財務部長 坂部 進
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号 丸の内ビルディング25階 日本碍子株式会社 東京本部
【電話番号】	03(6213)8855番
【事務連絡者氏名】	東京総務グループマネージャー 串田 峰人
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目8番20号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号） 証券会員制法人札幌証券取引所 （札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第143期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第142期
会計期間	自平成20年 4月1日 至平成20年 6月30日	自平成19年 4月1日 至平成20年 3月31日
売上高(百万円)	75,870	364,888
経常利益(百万円)	14,613	69,324
四半期(当期)純利益(百万円)	8,986	45,951
純資産額(百万円)	337,291	337,513
総資産額(百万円)	515,486	557,389
1株当たり純資産額(円)	942.22	942.94
1株当たり四半期(当期)純利益 金額(円)	26.68	136.36
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	26.65	136.22
自己資本比率(%)	61.6	57.0
営業活動による キャッシュ・フロー(百万円)	2,987	66,659
投資活動による キャッシュ・フロー(百万円)	6,323	16,685
財務活動による キャッシュ・フロー(百万円)	13,363	10,116
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(百万円)	95,501	119,795
従業員数(人)	11,169	11,551

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2【事業の内容】

当社グループの企業集団は、当社、子会社68社（うち連結子会社54社、持分法適用会社2社）及び関連会社3社（うち持分法適用会社1社）で構成されています。

当第1四半期連結会計期間における、各部門に係る主な事業内容の変更と主要な関係会社の異動は、概ね次のとおりであります。

（電力関連事業）

主な事業内容及び主要な関係会社の異動はありません。

（セラミックス事業）

従来「エンジニアリング事業」に含めておりました放射性廃棄物処理装置など一部の製品は、当第1四半期連結会計期間より「セラミックス事業」に含めております。（詳細は第5「経理の状況」（セグメント情報）をご覧ください。）

（エレクトロニクス事業）

主な事業内容及び主要な関係会社の異動はありません。

（エンジニアリング事業）

従来、区分掲記していた「エンジニアリング事業」の相当部分を占めていた連結子会社の(株)NGK水環境システムズが、富士電機ホールディングス(株)の連結子会社でありました富士電機水環境システムズ(株)と合併したことにより共同支配企業となったため、当社の連結の範囲から除外いたしました。（詳細は第5「経理の状況」（企業結合等関係）をご覧ください。）これに伴い、当第1四半期連結会計期間より同セグメントはなくなりました。

3【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において連結子会社でありました(株)NGK水環境システムズは、富士電機ホールディングス(株)の連結子会社でありました富士電機水環境システムズ(株)を吸収合併いたしました。本合併は「企業結合に係る会計基準」における共同支配企業の形成に該当することから、(株)NGK水環境システムズ（現社名 メタウォーター(株)）を当社の連結の範囲から除外し、持分法適用関連会社としております。またこれに伴い、同社の子会社でありました(株)NGK-Eソリューション（現社名 メタウォーターサービス(株)）については連結の範囲から除外しております。なお、新たに持分法適用関連会社となったメタウォーター(株)の概要は、次のとおりであります。

名称 メタウォーター株式会社

（平成20年4月1日付で(株)NGK水環境システムズより商号変更）

住所 東京都港区

資本金 7,500百万円

主要な事業の内容 上下水、再生水処理、海水淡水化等の水環境分野の各種装置類、施設用電気設備等の製造販売、各種プラントの設計・施工・請負

議決権の所有割合 50.0%

関係内容 当社は同社に対して製品の販売をしております。また同社のファクタリングに関連して他社と極度額200億円の連帯保証を金融機関に対して行っております。この他、役員の兼任があります。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数(人)	11,169 (2,896)
---------	----------------

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は()内に当第1四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載

しております。

2. 従業員数が当第1四半期連結会計期間において382名(362名)減少しております。新規採用による増加がある一方、エンジニアリング事業に係わる連結子会社でありました(株)NGK水環境システムズ及びその子会社(株)NGK-Eソリューションを連結の範囲から除外したことなどにより、全体では減少いたしました。(詳細は、第5 [経理の状況] (企業結合等関係)をご覧ください。)

(2) 提出会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数(人)	3,173 (1,188)
---------	---------------

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は()内に当第1四半期会計期間の平均人員を外数で記載しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第1四半期連結会計期間における生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	金額（百万円）
電力関連事業	15,769
セラミックス事業	39,224
エレクトロニクス事業	17,585
合計	72,578

- (注) 1. 購入品仕入実績については区分して記載することが困難なため、生産実績に含めて記載しております。
 2. 金額は販売価格をもって表示しております。
 3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
 4. セグメント間取引については、相殺消去しております。

(2) 受注状況

当第1四半期連結会計期間における受注状況を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	受注高（百万円）	受注残高(百万円)
電力関連事業	17,025	21,505
セラミックス事業	40,102	14,291
エレクトロニクス事業	15,589	10,216
合計	72,718	46,013

- (注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	金額（百万円）
電力関連事業	16,341
セラミックス事業	41,838
エレクトロニクス事業	17,689
合計	75,870

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
 2. セグメント間取引については、相殺消去しております。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態及び経営成績の分析】

(1) 業績の状況

当第1四半期連結会計期間におけるわが国経済は、サブプライムローン問題に端を発した米国経済の悪化や世界的規模でのエネルギー、原材料、食料品の価格高騰の影響を受けさらに減速してきました。

このような経済状況のもとで、当社グループは、連結子会社でありました(株)NGK水環境システムズが連結除外となったことに加えて、エレクトロニクス事業の半導体製造装置用セラミックス製品が低調であったことから、当第1四半期連結会計期間の売上高は758億70百万円に留まりました。利益面では、売上高の減少に伴い、営業利益は147億79百万円、経常利益146億13百万円、四半期純利益は89億86百万円となりました。

事業の種類別には、電力関連事業は売上高163億51百万円、営業利益14億72百万円、セラミックス事業は売上高418億45百万円、営業利益110億73百万円、エレクトロニクス事業は売上高176億89百万円、営業利益22億29百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間における連結ベースの現金及び現金同等物(以下「資金」という)は、営業活動による29億87百万円の収入、投資活動による63億23百万円の支出、財務活動による133億63百万円の支出、及び連結範囲の変更による減少42億10百万円により前期末に比し242億93百万円減少し、955億1百万円となりました。

〔営業活動によるキャッシュ・フロー〕

営業活動に伴う資金は、NAS電池などのたな卸資産が増加による資金減があったものの、税金等調整前四半期純利益や減価償却費などの計上により全体では29億87百万円の収入となりました。

〔投資活動によるキャッシュ・フロー〕

投資活動に伴う資金は、ディーゼル関連製品の設備投資等により63億23百万円の支出となりました。

〔財務活動によるキャッシュ・フロー〕

財務活動に伴う資金は、普通社債の償還や配当金の支払などにより133億63百万円の支出となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間のグループ全体の研究開発費は23億63百万円であり、この中にはグループ外部からの受託研究にかかわる費用1億79百万円が含まれております。なお、当社グループの研究開発活動に重要な変更はありませんが、従来エンジニアリング事業として開示していた研究開発活動の金額は、その研究活動の大半をになっておりました(株)NGK水環境システムズが連結の範囲から除外されたことから、同社が行っている研究開発活動の金額は、上記の研究開発活動の金額には含まれておりません。(詳細は第5 [経理の状況] (企業結合等関係)をご覧ください。)

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

前連結会計年度の有価証券報告書に記載しておりました下記の主要な設備は、当第1四半期連結会計期間において連結の範囲から除外されました。(詳細は、第5「経理の状況」(企業結合等関係)をご覧ください。)

平成20年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	事業の種類 別セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (人)
				建物及び 構築物	機械装置 及び運搬 具	工具及び 備品	土地 (面積千㎡)	合計	
株式会社NGK水環 境システムズ	本社工場 名古屋市瑞穂区	エンジニ アリング 事業	研究開発設備 他	140	752	94	- (-)	986	500

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設計画は次のとおりであります。

会社名 事業所名	所在地	事業の種類 別セグメントの 名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着工及び完了予定年月		完成後の 増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
NGK CERAMICS USA, INC.	米国ノース キャロライナ 州	セラミッ クス事業	自動車排ガス 浄化用触媒担 体及びディー ゼル・パティ キュレート・ フィルターの 生産設備	3,260	4	自己資金	平成20年6月	平成21年7月	(注)1
当社(注)2	愛知県小牧市	セラミッ クス事業	NOxセンサ素 子生産設備	1,230	-	自己資金	平成20年5月	平成21年3月	100万個/年

(注)1. 生産工程の一部新設のため、増加能力を算定することが困難であります。従って、具体的な完成後の能力を記載しておりません。

2. 連結子会社のエヌジーケー・プリンターセラミックス㈱に設備を賃貸する予定です。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	735,030,000
計	735,030,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成20年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成20年8月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	337,560,196	337,560,196	東京、名古屋、大阪(各市場第一部)及び札幌各証券取引所	-
計	337,560,196	337,560,196	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成20年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

新株予約権等の状況は、次のとおりであります。なお、新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、発行した新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数から、行使されたものの数を減じております。

旧商法に基づき発行した新株予約権(ストック・オプション)は、次のとおりであります。

第1回新株予約権

平成17年7月27日取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	165(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	165,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	自平成17年8月5日 至平成47年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、当社の取締役、監査役および執行役員いずれの地位をも喪失した日の翌日から起算して1年が経過した日(以下、「権利行使開始日」という。)から、同じく6年を経過する日または平成47年6月30日のいずれか早い日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>前記にかかわらず、平成46年6月30日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、平成46年7月1日以降新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定める遺族が、新株予約権を承継するものとする。</p> <p>上記以外の権利行使の条件については、取締役会決議および「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、質入その他の処分については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

(注) 1 . 新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、1,000株とする。

2 . 新株予約権発行後、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併または新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収合併を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとする。

3. 当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行うときは、新株予約権にかかる義務を、当該株式交換または株式移転により完全親会社となる会社に承継させる。ただし、当該株式交換にかかる株式交換契約書または当該株式移転にかかる株主総会決議において次の方針に沿った内容の定めがなされた場合に限る。

(承継される新株予約権の内容の決定の方針)

目的たる完全親会社の株式の種類

完全親会社の同種の株式

目的たる完全親会社の株式の数

株式交換または株式移転の比率に応じて調整するものとし、調整後 1 株未満の端数は切り捨てる。

権利行使に際して払い込むべき額

承継前における価額と同額

権利行使期間

承継前における権利行使期間に同じ

その他の権利行使の条件、消却事由及び消却条件

原則として承継前における権利行使の条件と同じとし、詳細については株式交換または株式移転の際に当社の取締役会において定めるものとする。

新株予約権の譲渡制限

完全親会社の取締役会の承認を要するものとする。

会社法に基づき発行した新株予約権(ストック・オプション)は、次のとおりであります。

第2-1回新株予約権

平成18年7月27日取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	113(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	113,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	自平成18年8月12日 至平成48年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 (注)3
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から起算して1年が経過した日(以下、「権利行使開始日」という。)から、同じく6年を経過する日または平成48年6月30日のいずれか早い日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>前記にかかわらず、平成47年6月30日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、平成47年7月1日以降新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定める遺族が、新株予約権を承継するものとする。</p> <p>上記以外の権利行使の条件については、当社取締役会および「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による取得、質入その他の処分については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

(注) 1. 各新株予約権の目的である株式の数は、1,000株とする。

2. 新株予約権発行後、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により各新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとする。

また、当社が合併、会社分割、株式交換、または株式移転を行う場合、当社普通株式の無償割当てを行う場合、その他上記の各新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める調整を行うことができる。

なお、上記調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画の承認議案につき、当社の株主総会の承認を受けた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記〈新株予約権の目的となる株式の数〉に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後出資金額に当該各新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後出資金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付される再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記〈新株予約権の行使期間〉に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記〈新株予約権の行使期間〉に定める残存新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記（注）3 に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の取得事由

再編対象会社が消滅会社となる合併契約承認の議案が再編対象会社の株主総会で承認された場合、または再編対象会社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が再編対象会社の株主総会で承認された場合であって、再編対象会社の取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、再編対象会社は新株予約権を無償で取得することができるものとする。

その他の新株予約権の行使の条件

上記〈新株予約権の行使の条件〉に準じて決定する。

第2-2回新株予約権
平成18年7月27日取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	41(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	41,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	自平成18年8月12日 至平成48年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 (注)3
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、当社の取締役、監査役および執行役員いずれの地位をも喪失した日の翌日から起算して1年が経過した日(以下、「権利行使開始日」という。)から、同じく6年を経過する日または平成48年6月30日のいずれか早い日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>前記にかかわらず、平成47年6月30日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、平成47年7月1日以降新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定める遺族が、新株予約権を承継するものとする。</p> <p>上記以外の権利行使の条件については、当社取締役会および「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による取得、質入その他の処分については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

(注) 1. 各新株予約権の目的である株式の数は、1,000株とする。

2. 新株予約権発行後、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により各新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率
なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとする。
また、当社が合併、会社分割、株式交換、または株式移転を行う場合、当社普通株式の無償割当てを行う場合、その他上記の各新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める調整を行うことができる。
なお、上記調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残

存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画の承認議案につき、当社の株主総会の承認を受けた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記〈新株予約権の目的となる株式の数〉に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後出資金額に当該各新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後出資金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付される再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記〈新株予約権の行使期間〉に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記〈新株予約権の行使期間〉に定める残存新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記（注）3 に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の取得事由

再編対象会社が消滅会社となる合併契約承認の議案が再編対象会社の株主総会で承認された場合、または再編対象会社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が再編対象会社の株主総会で承認された場合であって、再編対象会社の取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、再編対象会社は新株予約権を無償で取得することができるものとする。

その他の新株予約権の行使の条件

上記〈新株予約権の行使の条件〉に準じて決定する。

第3回新株予約権

平成19年7月27日及び同年8月10日取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	62(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	62,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	自平成19年8月31日 至平成49年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 (注)3
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、当社の取締役、監査役および執行役員いずれの地位をも喪失した日の翌日から起算して1年が経過した日(以下、「権利行使開始日」という。)から、同じく6年を経過する日または平成49年6月30日のいずれか早い日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>前記にかかわらず、平成48年6月30日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、平成48年7月1日以降新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定める遺族が、新株予約権を承継するものとする。</p> <p>上記以外の権利行使の条件については、当社取締役会および「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による取得、質入その他の処分については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

(注)1. 各新株予約権の目的である株式の数は、1,000株とする。

2. 新株予約権発行後、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により各新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとする。

また、当社が合併、会社分割、株式交換、または株式移転を行う場合、当社普通株式の無償割当てを行う場合、その他上記の各新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める調整を行うことができる。

なお、上記調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画の承認議案につき、当社の株主総会の

承認を受けた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記 新株予約権の目的となる株式の数 に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後出資金額に当該各新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後出資金額は、交付される各新株予約権を行使することにより発行または移転される再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記 新株予約権の行使期間 に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記 新株予約権の行使期間 に定める残存新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記(注)3に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の取得事由

再編対象会社が消滅会社となる合併契約承認の議案が再編対象会社の株主総会で承認された場合、または再編対象会社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が再編対象会社の株主総会で承認された場合であって、再編対象会社の取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、再編対象会社は新株予約権を無償で取得することができるものとする。

その他の新株予約権の行使の条件

上記 新株予約権の行使の条件 に準じて決定する。

(3)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成20年4月1日～ 平成20年6月30日	-	337,560	-	69,849	-	85,135

(5) 【大株主の状況】

フィデリティ投信株式会社及びその共同保有者であるエフエムアール エルエルシーから、平成20年7月7日付で提出された大量保有報告書に係る変更報告書により、平成20年6月30日現在でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として実質所有株式数の確認ができません。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
フィデリティ投信株式会社	東京都港区虎ノ門4-3-1	12,758	3.78
エフエムアール エルエルシー	米国・マサチューセッツ州ボストン	5,823	1.73
計	-	18,581	5.50

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成20年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成20年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 748,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 334,299,000	334,299	-
単元未満株式	普通株式 2,513,196	-	-
発行済株式総数	337,560,196	-	-
総株主の議決権	-	334,299	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が6,000株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数6個が含まれております。

【自己株式等】

平成20年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
日本碍子株式会社	名古屋市瑞穂区須田町2-56	748,000	-	748,000	0.22
計	-	748,000	-	748,000	0.22

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年4月	5月	6月
最高(円)	2,030	2,015	2,430
最低(円)	1,770	1,784	1,896

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、当第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成20年8月7日内閣府令第50号）附則第7条第1項第5号のただし書きにより、改正後の四半期連結財務諸表規則を早期に適用しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末に係る要約 連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	57,749	63,854
受取手形及び売掛金	64,214	81,955
有価証券	48,498	68,916
たな卸資産	1 75,699	1 77,237
その他	14,871	21,197
貸倒引当金	143	189
流動資産合計	260,888	312,972
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	50,217	51,884
機械装置及び運搬具(純額)	70,405	75,393
その他(純額)	32,356	29,973
有形固定資産合計	3 152,979	3 157,251
無形固定資産	2,086	3,115
投資その他の資産		
投資有価証券	64,049	2 50,390
その他	35,828	34,014
貸倒引当金	346	354
投資その他の資産合計	99,531	84,051
固定資産合計	254,597	244,417
資産合計	515,486	557,389
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	25,800	37,709
短期借入金	3,677	3,508
1年内償還予定の社債	-	10,000
1年内返済予定の長期借入金	13,087	13,327
未払法人税等	2,607	15,743
引当金	1,973	2,999
その他	27,700	30,303
流動負債合計	74,845	113,592

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末に係る要約 連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
固定負債		
長期借入金	58,103	61,026
退職給付引当金	16,563	18,937
その他の引当金	487	671
その他	28,195	25,647
固定負債合計	103,350	106,283
負債合計	178,195	219,875
純資産の部		
株主資本		
資本金	69,849	69,849
資本剰余金	85,140	85,135
利益剰余金	157,789	150,400
自己株式	624	598
株主資本合計	312,154	304,786
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	14,350	12,535
繰延ヘッジ損益	275	4
為替換算調整勘定	8,888	277
評価・換算差額等合計	5,186	12,807
新株予約権	458	458
少数株主持分	19,491	19,460
純資産合計	337,291	337,513
負債純資産合計	515,486	557,389

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第 1 四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 6 月30日)
売上高	75,870
売上原価	48,380
売上総利益	27,490
販売費及び一般管理費	12,710
営業利益	14,779
営業外収益	
受取利息	853
受取配当金	351
為替差益	635
その他	576
営業外収益合計	2,417
営業外費用	
支払利息	569
デリバティブ評価損	717
持分法による投資損失	753
その他	542
営業外費用合計	2,583
経常利益	14,613
特別利益	
固定資産売却益	10
特別利益合計	10
特別損失	
固定資産処分損	72
特別損失合計	72
税金等調整前四半期純利益	14,551
法人税、住民税及び事業税	2,769
法人税等調整額	2,569
法人税等合計	5,338
少数株主利益	226
四半期純利益	8,986

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第1四半期連結累計期間
(自平成20年4月1日
至平成20年6月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	14,551
減価償却費	6,630
退職給付引当金の増減額(は減少)	263
前払年金費用の増減額(は増加)	375
受取利息及び受取配当金	1,205
支払利息	569
持分法による投資損益(は益)	753
固定資産除売却損益(は益)	62
たな卸資産評価損	179
売上債権の増減額(は増加)	845
たな卸資産の増減額(は増加)	3,961
その他の流動資産の増減額(は増加)	995
仕入債務の増減額(は減少)	2,613
その他の流動負債の増減額(は減少)	501
その他	337
小計	16,005
利息及び配当金の受取額	1,185
利息の支払額	190
法人税等の支払額	14,012
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,987
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	2,000
有価証券の売却による収入	6,919
有形固定資産の取得による支出	8,304
有形固定資産の売却による収入	1
無形固定資産の取得による支出	134
投資有価証券の取得による支出	538
投資有価証券の売却による収入	1,000
定期預金の増減額(は増加)	2,929
その他	337
投資活動によるキャッシュ・フロー	6,323

(単位：百万円)

当第1四半期連結累計期間
 (自平成20年4月1日
 至平成20年6月30日)

財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額(は減少)	447
社債の償還による支出	10,000
自己株式の取得による支出	28
配当金の支払額	3,704
その他	77
財務活動によるキャッシュ・フロー	13,363
現金及び現金同等物に係る換算差額	3,383
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	20,083
現金及び現金同等物の期首残高	119,795
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額(は減少)	4,210
現金及び現金同等物の四半期末残高	95,501

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
1. 連結の範囲に関する事項 の変更	(1)連結の範囲の変更 連結子会社でありました(株)NGK水環境システムズは、当第1四半期連結会計期間において、富士電機ホールディングス(株)の連結子会社でありました富士電機水環境システムズ(株)を吸収合併したことにより共同支配企業となったため、当社の連結の範囲から除外し、持分法適用関連会社となりました。これに伴い、(株)NGK水環境システムズの子会社の(株)NGK-Eソリューションについても連結の範囲から除外しております。なお、両者はそれぞれメタウォーター(株)、メタウォーターサービス(株)に商号変更しております。 (2)変更後の連結子会社の数 54社
2. 持分法の適用に関する事項 の変更	持分法適用関連会社 持分法適用関連会社の変更 当第1四半期連結会計期間より、上記1. 連結の範囲に関する事項の変更に記載のとおり、メタウォーター(株)(旧社名 (株)NGK水環境システムズ)は、持分法適用関連会社となりました。 変更後の持分法適用関連会社の数 1社

	<p>当第1四半期連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)</p>
<p>3. 会計処理基準に関する事項の変更</p>	<p>(1)重要な資産の評価基準及び評価方法の変更 棚卸資産の評価に関する会計基準の適用 当第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)を適用し、評価基準については、原価法から原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)に変更しております。これにより、営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益はそれぞれ170百万円減少しております。なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p> <p>(2)連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱いの適用 当第1四半期連結会計期間より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。これにより、営業利益は106百万円減少し、経常利益及び税金等調整前四半期純利益はそれぞれ143百万円減少しております。なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p>

【簡便な会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
1. 棚卸資産の評価方法	当第1四半期連結会計期間末の棚卸資産の簿価切下げに関しては、収益性の低下が明らかなものについてのみ正味売却価額を見積り、簿価切下げを行う方法によっております。
2. 法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	法人税等の納付税額の算定に関しては、主として加味する加減算項目や税額控除項目を重要なものに限定する方法によっております。繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるので、前連結会計年度において使用した将来の業績予測などを利用する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】
重要性が乏しいため、記載を省略しております。

【追加情報】

	当第1四半期連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
有形固定資産の耐用年数の変更	当社及び国内連結子会社の機械装置の耐用年数について、法人税法の改正を契機として資産の利用状況等を見直した結果、当第1四半期連結会計期間より改正後の法人税法に基づく耐用年数に変更いたしました。これにより、営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益はそれぞれ209百万円減少しております。なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)																										
<p>1. たな卸資産</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>商品及び製品</td> <td style="text-align: right;">38,844百万円</td> </tr> <tr> <td>未成工事支出金</td> <td style="text-align: right;">2,939百万円</td> </tr> <tr> <td>仕掛品</td> <td style="text-align: right;">7,131百万円</td> </tr> <tr> <td>原材料及び貯蔵品</td> <td style="text-align: right;">26,784百万円</td> </tr> </table> <p>2.</p> <p>3. 有形固定資産の減価償却累計額 239,289百万円</p> <p>4. 偶発債務 連結会社以外の会社のファクタリング等に対する保証債務は以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>関連会社のファクタリング</td> <td style="text-align: right;">267百万円</td> </tr> <tr> <td>従業員住宅ローン</td> <td style="text-align: right;">209百万円</td> </tr> </table> <p>上記の関連会社のファクタリングについては、関連会社の買掛金に対する一括ファクタリング制度の導入に伴い、当社と他社が極度額200億円の連帯保証を付している債務保証残高であります。</p>	商品及び製品	38,844百万円	未成工事支出金	2,939百万円	仕掛品	7,131百万円	原材料及び貯蔵品	26,784百万円	関連会社のファクタリング	267百万円	従業員住宅ローン	209百万円	<p>1. たな卸資産</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>商品及び製品</td> <td style="text-align: right;">36,982百万円</td> </tr> <tr> <td>未成工事支出金</td> <td style="text-align: right;">3,748百万円</td> </tr> <tr> <td>仕掛品</td> <td style="text-align: right;">9,263百万円</td> </tr> <tr> <td>原材料及び貯蔵品</td> <td style="text-align: right;">27,242百万円</td> </tr> </table> <p>2. 担保資産 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>投資有価証券</td> <td style="text-align: right;">186百万円</td> </tr> </table> <p>なお、上記の投資有価証券については、他社の銀行借入金1,985百万円の物上保証に供しているものであります。</p> <p>3. 有形固定資産の減価償却累計額 241,137百万円</p> <p>4. 偶発債務 連結会社以外の会社の銀行借入等に対する保証債務は以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>従業員住宅ローン</td> <td style="text-align: right;">212百万円</td> </tr> <tr> <td>関連会社の借入金</td> <td style="text-align: right;">346百万円</td> </tr> </table>	商品及び製品	36,982百万円	未成工事支出金	3,748百万円	仕掛品	9,263百万円	原材料及び貯蔵品	27,242百万円	投資有価証券	186百万円	従業員住宅ローン	212百万円	関連会社の借入金	346百万円
商品及び製品	38,844百万円																										
未成工事支出金	2,939百万円																										
仕掛品	7,131百万円																										
原材料及び貯蔵品	26,784百万円																										
関連会社のファクタリング	267百万円																										
従業員住宅ローン	209百万円																										
商品及び製品	36,982百万円																										
未成工事支出金	3,748百万円																										
仕掛品	9,263百万円																										
原材料及び貯蔵品	27,242百万円																										
投資有価証券	186百万円																										
従業員住宅ローン	212百万円																										
関連会社の借入金	346百万円																										

(四半期連結損益計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)										
<p>1. 販売費及び一般管理費中の主要な費目及び金額</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>給料賃金・賞与金</td> <td style="text-align: right;">4,193百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">71</td> </tr> <tr> <td>役員賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">32</td> </tr> <tr> <td>完成工事補償引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">24</td> </tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">17</td> </tr> </table>	給料賃金・賞与金	4,193百万円	賞与引当金繰入額	71	役員賞与引当金繰入額	32	完成工事補償引当金繰入額	24	役員退職慰労引当金繰入額	17
給料賃金・賞与金	4,193百万円									
賞与引当金繰入額	71									
役員賞与引当金繰入額	32									
完成工事補償引当金繰入額	24									
役員退職慰労引当金繰入額	17									

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	
1. 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結 貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年6月30日現在) (百万円)	
現金及び預金	57,749
現金及び預金勘定に含まれる預入 期間が3ヶ月を超える定期預金	4,598
有価証券勘定に含まれる譲渡性預 金、マネー・マネジメント・ファ ンド等	42,350
現金及び現金同等物	<u>95,501</u>

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成20年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 337,560千株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 758千株

3. 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期連結会計期間末残高 当社 458百万円

4. 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	3,704	利益剰余金	11	平成20年3月31日	平成20年6月30日

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

	電力関連 事業 (百万円)	セラミックス事 業 (百万円)	エレクトロニク ス事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	16,341	41,838	17,689	75,870	-	75,870
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	10	6	-	16	(16)	-
計	16,351	41,845	17,689	75,886	(16)	75,870
営業利益	1,472	11,073	2,229	14,775	3	14,779

(注) 1. 事業区分の方法

当社の事業区分は内部管理上採用している区分によっております。

2. 各事業区分の主要製品

事業区分	主要製品
電力関連事業	がいし・架線金具、送電・変電・配電用機器、がいし洗浄装置・防災装置、電力貯蔵用NAS電池(ナトリウム/硫黄電池)
セラミックス事業	自動車用セラミックス製品、化学工業用耐食機器、液・ガス用膜分離装置、燃焼装置・耐火物、放射性廃棄物処理装置
エレクトロニクス事業	ベリリウム銅圧延製品・加工製品、金型製品、電子工業用・半導体製造装置用セラミックス製品

(注) 従来、区分掲記していた「エンジニアリング事業」の相当部分を占めていた連結子会社の㈱NGK水環境システムズが、富士電機ホールディングス㈱の連結子会社でありました富士電機水環境システムズ㈱と合併したことにより共同支配企業となったため、当社の連結の範囲から除外いたしましたので(詳細は「企業結合等関係」をご覧ください)、当第1四半期連結会計期間より同セグメントはなくなりました。これに伴い、従来「エンジニアリング事業」に含まれていた放射性廃棄物処理装置など一部の製品は、当第1四半期連結会計期間より「セラミックス事業」に含まれております。この結果、従来の方法と比較して、「セラミックス事業」の売上高は656百万円、営業利益は56百万円、それぞれ増加しております。

3. 会計処理の方法の変更

(棚卸資産の評価に関する会計基準)

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載のとおり、当第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号平成18年7月5日)を適用しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合と比較して、当第1四半期連結会計期間の営業費用は、「電力関連事業」が73百万円、「セラミックス事業」が89百万円、「エレクトロニクス事業」が6百万円、それぞれ増加し、営業利益が同額減少しております。

(連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い)

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な変更等の変更」に記載のとおり、当第1四半期連結会計期間より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号平成18年5月17日)を適用しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合と比較して、当第1四半期連結会計期間の営業費用は、「電力関連事業」が37百万円、「セラミックス事業」が65百万円、「エレクトロニクス事業」が3百万円、それぞれ増加し、営業利益が同額減少しております。

4. 追加情報

(有形固定資産の耐用年数の変更)

「追加情報」に記載のとおり、当社及び国内連結子会社の機械装置について、耐用年数を変更しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合と比較して、当第1四半期連結会計期間の営業費用は、「電力関連事業」が49百万円、「セラミックス事業」が116百万円、「エレクトロニクス事業」が43百万円、それぞれ増加し、営業利益が同額減少しております。

【所在地別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間（自平成20年4月1日至平成20年6月30日）

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	その他の地域 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	43,664	9,560	17,493	5,151	75,870	-	75,870
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	11,204	3,091	526	3,071	17,893	(17,893)	-
計	54,868	12,651	18,019	8,223	93,763	(17,893)	75,870
営業利益	7,450	1,519	4,328	956	14,255	524	14,779

(注) 1. 国又は地域の区分の方法及び各区分に属する主な国又は地域

(1) 国又は地域の区分の方法.....地理的近接度によっております。

(2) 各区分に属する主な国又は地域.....北米：米国、カナダ、メキシコ

欧州：ドイツ、ベルギー、フランス、ポーランド等

その他の地域：インドネシア、中国、オーストラリア、タイ、南アフリカ等

2. 会計処理の方法の変更

(棚卸資産の評価に関する会計基準)

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載のとおり、当第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号平成18年7月5日）を適用しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合と比較して、当第1四半期連結会計期間の営業費用は、「日本」が170百万円増加し、営業利益が同額減少しております。

(連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い)

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載のとおり、当第1四半期連結会計期間より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第18号平成18年5月17日）を適用しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合と比較して、当第1四半期連結会計期間の営業費用は、「北米」が3百万円、「欧州」が59百万円、「その他の地域」が43百万円、それぞれ増加し、営業利益が同額減少しております。

3. 追加情報

(有形固定資産の耐用年数の変更)

「追加情報」に記載のとおり、当社及び国内連結子会社の機械装置について、耐用年数を変更しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合と比較して、当第1四半期連結会計期間の営業費用は、「日本」が209百万円増加し、営業利益が同額減少しております。

【海外売上高】

当第1四半期連結累計期間（自平成20年4月1日至平成20年6月30日）

	北米	欧州	アジア	その他の地域	計
・海外売上高（百万円）	9,839	15,284	7,482	7,537	40,142
・連結売上高（百万円）					75,870
・連結売上高に占める海外売上高の割合（%）	13.0	20.1	9.9	9.9	52.9

(注) 1. 国又は地域の区分の方法及び各区分に属する主な国又は地域

(1) 国又は地域の区分の方法.....地理的近接度によっております。

(2) 各区分に属する主な国又は地域.....北米：米国、カナダ、メキシコ

欧州：ドイツ、ベルギー、フランス、ポーランド等

アジア：韓国、中国、タイ等

その他の地域：南アフリカ、サウジアラビア等

2. 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

(企業結合等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

共同支配企業の形成

1. 結合当事企業の名称及びその事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合当事企業の名称

株式会社NGK水環境システムズ

その事業の内容

上水・下水処理及びごみ処理等の各種装置類の製造販売、及び各種プラントの設計・施工・請負

(2) 企業結合の法的形式

共同支配企業の形成

(3) 結合後企業の名称

メタウォーター株式会社(平成20年4月1日付で株式会社NGK水環境システムズより商号変更)

(4) 取引の目的を含む取引の概要

当社の連結子会社であった(株)NGK水環境システムズは、平成19年11月26日開催の当社取締役会決議を経て、富士電機ホールディングス(株)の連結子会社であった富士電機水環境システムズ(株)との間で合併契約を締結致しました。この合併契約に基づき、合併手続上、(株)NGK水環境システムズを吸収合併存続会社とし、富士電機水環境システムズ(株)を吸収合併消滅会社として、平成20年4月1日に合併致しました。

本合併により発足した新会社、メタウォーター(株)は、安定的かつ安全な水環境の保全と、それに関わる資源・エネルギー問題の解決に向けて、最適ソリューションを追求する「水環境分野のリーディングカンパニー」を目指します。具体的には、国内の上下水分野で、電気設備に特長を持つ富士電機水環境システムズ(株)と機械設備に特長を持つ(株)NGK水環境システムズの合併により、合併新会社が『機電統合会社』として、事業規模を拡大し、新製品や新技術の開発を強化するとともに、シナジー効果で水処理施設の省エネルギー化や省力化などを実現する次世代技術の開発を目的としております。また、世界的な水不足を背景に、ニーズが高まっている再生水分野、海水淡水化など、民需及び海外へも事業拡大してまいります。

2. 実施した会計処理の概要

本合併は、独立した企業による統合であり、支払われた対価は議決権のある普通株式で、当社及び富士電機システムズ(株)はメタウォーター(株)の発行済株式総数のそれぞれ50%を保有しております。また、当社、富士電機システムズ(株)及びその親会社である富士電機ホールディングス(株)は、メタウォーター(株)を共同支配する基本協定書を締結しており、その他支配関係を示す一定の事実も存在しておりません。以上から、本合併は「企業結合に係る会計基準」における共同支配企業の形成と判断し、持分プーリング法に準じた会計処理を行いました。なお、当社は当第1四半期連結会計期間よりメタウォーター(株)を持分法適用関連会社としております。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
1株当たり純資産額 942.22円	1株当たり純資産額 942.94円

2. 1株当たり四半期純利益金額等

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	
1株当たり四半期純利益金額	26.68円
潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	26.65円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額	
四半期純利益(百万円)	8,986
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	8,986
期中平均株式数(千株)	336,806
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	
四半期純利益調整額(百万円)	-
普通株式増加数(千株)	380
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	

(重要な後発事象)

当第1四半期連結会計期間
(自平成20年4月1日
至平成20年6月30日)

当社は平成20年7月28日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己の株式の取得枠の設定に係る事項につき以下のとおり決議いたしました。

1. 自己の株式の取得を行う理由
資本効率の向上と経営環境に応じた弾力的な資本政策を遂行するため
2. 取得に係る事項の内容
 - (1) 取得の方法
信託方式による市場買付け
 - (2) 取得しうる株式の総数
500万株(上限)
 - (3) 株式の取得価額の総額
100億円(上限)
3. 取得期間
平成20年7月29日～平成20年8月29日

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年8月12日

日本碍子株式会社
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 松岡 正明 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 小川 薫 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本碍子株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本碍子株式会社及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日を持って終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

重要な後発事象に記載のとおり、会社は平成20年7月28日開催の取締役会において、自己の株式の取得枠を設定することを決議した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。